

平成30年度

浜松市の資産のすがた

～ 持続可能な行財政運営を目指して ～

浜 松 市

目 次

I	浜松市の現状	
1	浜松市の現状	… 2
II	資産のすがた	
1	資産の保有状況	… 6
III	資産経営の取組み	
1	資産経営の取組み	… 16
2	保有資産の改修・更新経費及び充足率	… 20
3	民間活力の積極的な活用	… 25
4	遊休財産の利活用	… 27
5	借地解消事業	… 29
6	施設長寿命化	… 30
7	ハコモノ資産の維持管理経費	… 32
8	行政財産の有効活用	… 33
9	指定管理者制度の導入状況	… 35
10	公用車両の保有状況	… 35

※データは別に記載があるものを除き、平成30年3月31日現在

財産：市が保有している土地、建物、動産、有価証券など

公有財産

：市が保有している土地や建物

行政財産

：主に政策的な利用目的のために保有し、事業を実施している財産

◆ 公用財産

：庁舎など、直接、自治体で使用しているもの

◆ 公共用財産

：学校や公園、道路など広く日常的に使用しているもの

普通財産

：行政財産以外の財産

物品

債権

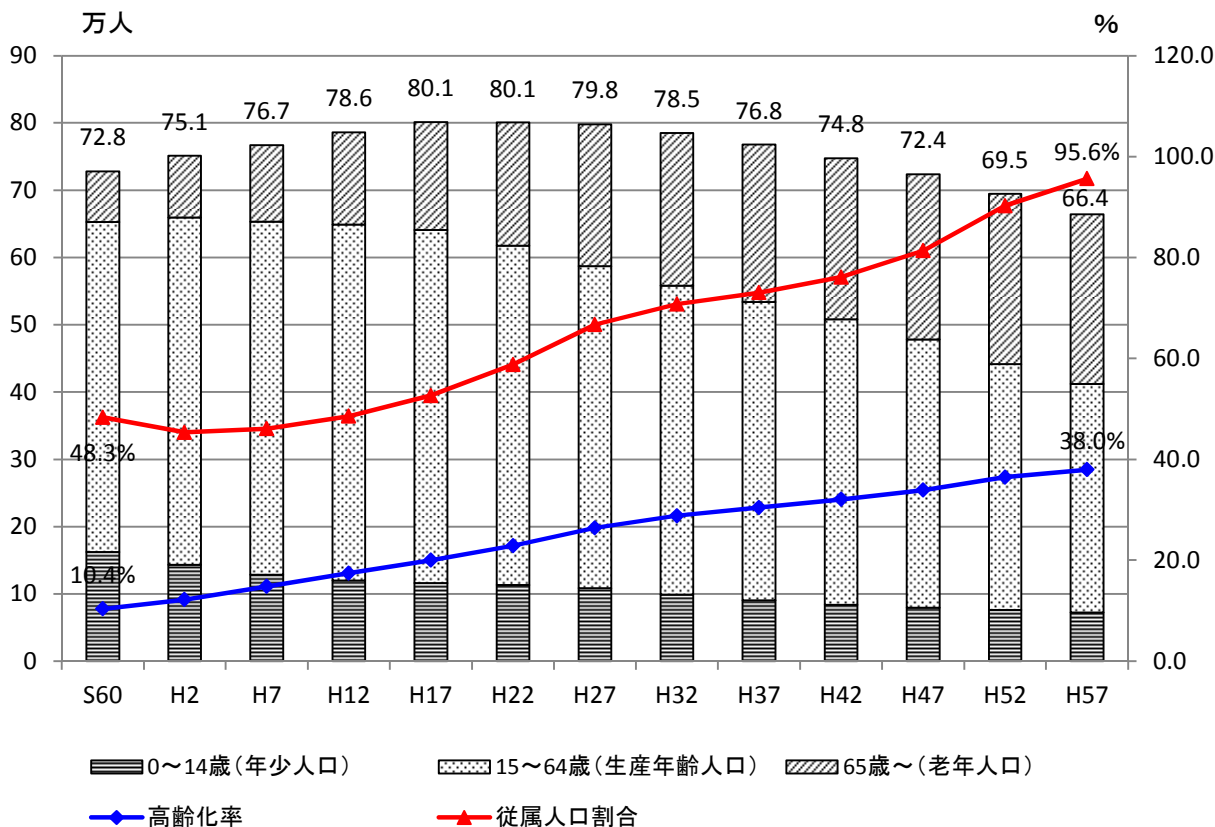
基金

I 浜松市の現状

1 浜松市の現状

(1) 人口推移

推移状況と推計 (5年ごと)



実績 ← → 推計

(単位:人)

区分	S60	H2	H7	H12	H17	H22	H27	H32	H37	H42	H47	H52	H57
0~14歳(年少人口)	161,873	142,911	128,424	119,975	116,137	113,261	108,606	99,053	90,164	83,446	79,310	76,164	72,507
15~64歳(生産年齢人口)	490,869	516,798	524,902	529,298	524,774	504,409	478,701	459,544	443,812	424,367	398,931	365,211	339,619
65歳~(老年人口)	75,424	91,521	113,403	136,923	160,086	183,196	210,673	226,270	234,073	239,696	245,303	253,513	252,281
総数	728,166	751,230	766,729	786,196	800,997	800,866	797,980	784,867	768,049	747,509	723,544	694,888	664,407
高齢化率	10.4%	12.2%	14.8%	17.4%	20.0%	22.9%	26.4%	28.8%	30.5%	32.1%	33.9%	36.5%	38.0%
従属人口割合	48.3%	45.4%	46.1%	48.5%	52.6%	58.8%	66.7%	70.8%	73.1%	76.1%	81.4%	90.3%	95.6%

※S60~H27は国勢調査

※推計は「浜松市の将来推計人口」(平成25年3月 企画調整部企画課)を加工

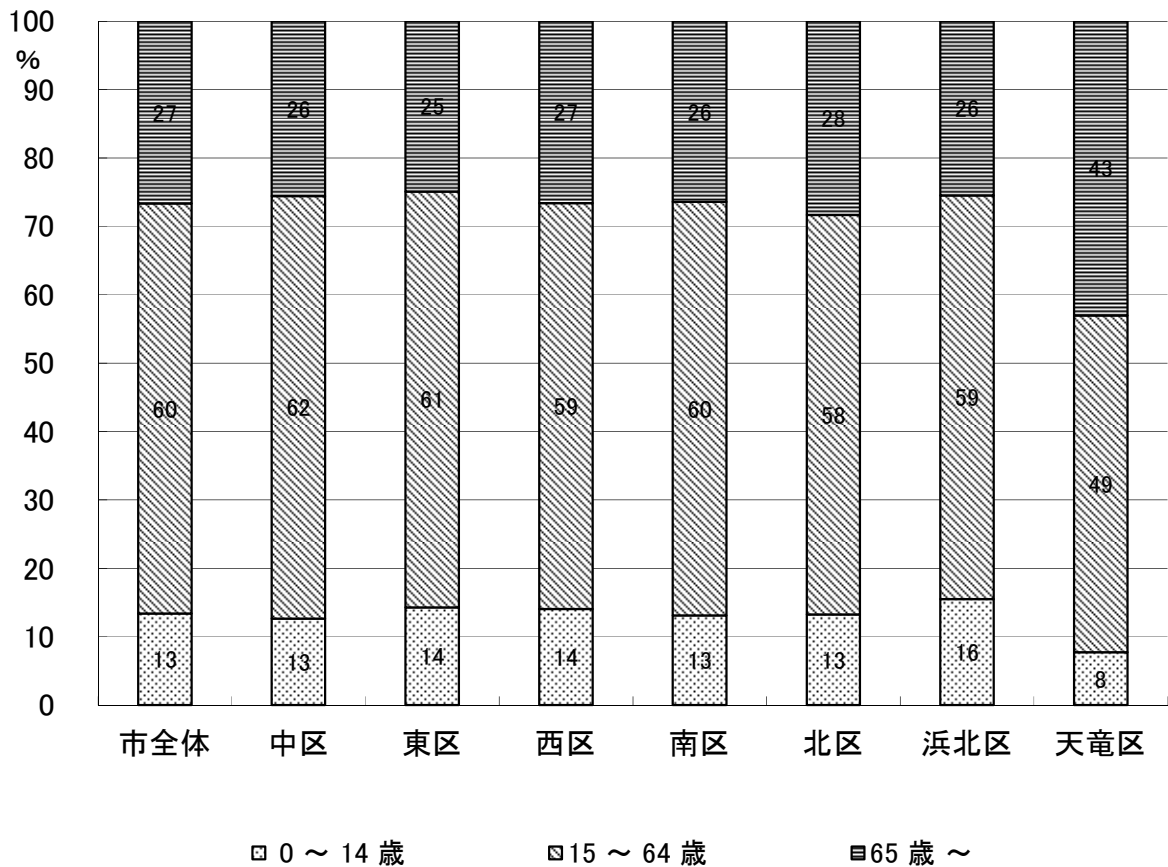
※高齢化率…総人口に対する老年人口の比率【高齢化率=(老年人口÷総人口)×100】

※従属人口割合…人口統計学において、年少人口と老年人口を合わせて従属人口と呼ぶ。その年齢層の人口が、経済的及び社会的に生産年齢人口に依存しているという意味。

【従属人口割合={ (年少人口+老年人口) ÷ 生産年齢人口 } × 100】

- ・市全体の総人口は、減少傾向にあり、平成57年には約66.4万人になることが推計されています。
- ・少子高齢化が進展し、年少人口は減少します。結果、従属人口割合が増加し生産年齢人口への依存度が高まります。

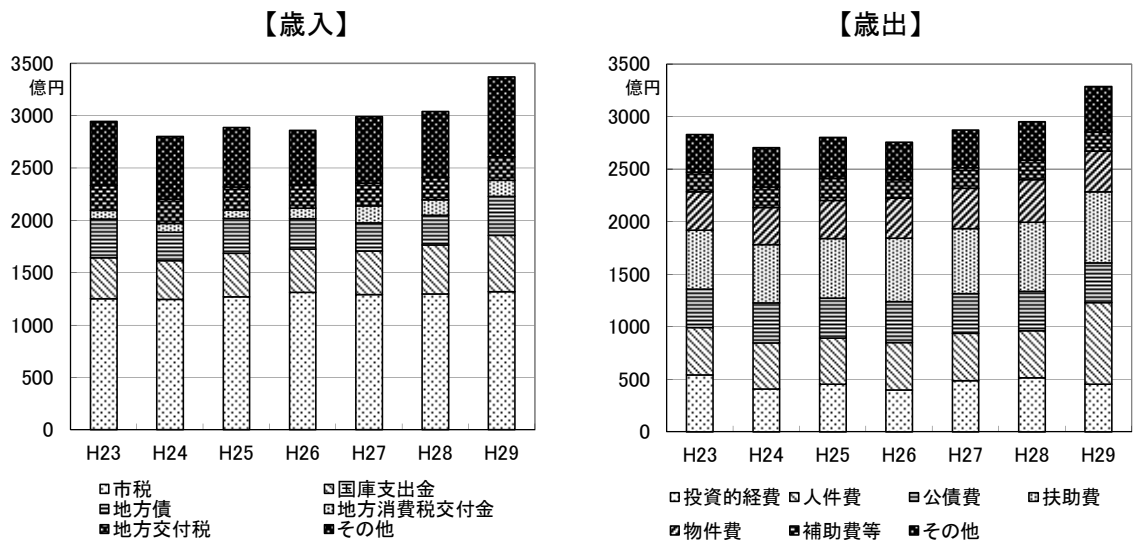
(2) 区別の年齢3区分別人口



・他区と比較し、天竜区の65歳以上の人口割合が最も高くなっています。

※「浜松市の人口（概要）」（平成29年10月1日 総務部文書行政課）による

(3) 財政推移



(「平成30年度財政のすがた」より)

・歳入では市税が微増している一方で、歳出では生活保護費など扶助費の増加傾向が見られます。

Ⅱ 資産のすがた

1 資産の保有状況

本市では、平成 20 年度から公共施設に関するデータの一元化を進め、資産経営に関する基礎データとして活用しています。ここでは、そうした一元化データを基に保有している資産の状況をまとめたものをお示しします。

(1) 本市の土地・建物の保有状況

区分	土地	建物（延床面積）
行政財産	1,406 万㎡（60%）	243 万㎡（94%）
普通財産	920 万㎡（40%）	16 万㎡（6%）
合計	2,326 万㎡（100%）	259 万㎡（100%）

※道路（供用開始後）・河川・企業会計を除く

【土地】

- ・約 2,326 万㎡の土地を保有しており、航空自衛隊浜松基地の総面積（約 313 万㎡）の約 7 倍になります。
- ・内訳では、約 60%が庁舎や学校、公園など政策的な利用目的のために活用されている行政財産で、残りの約 40%が普通財産となっています。
- ・普通財産のうち、約 17%は遊休資産であり、本市では土地売却などの資産活用にも積極的に取り組んでいます。

【建物】

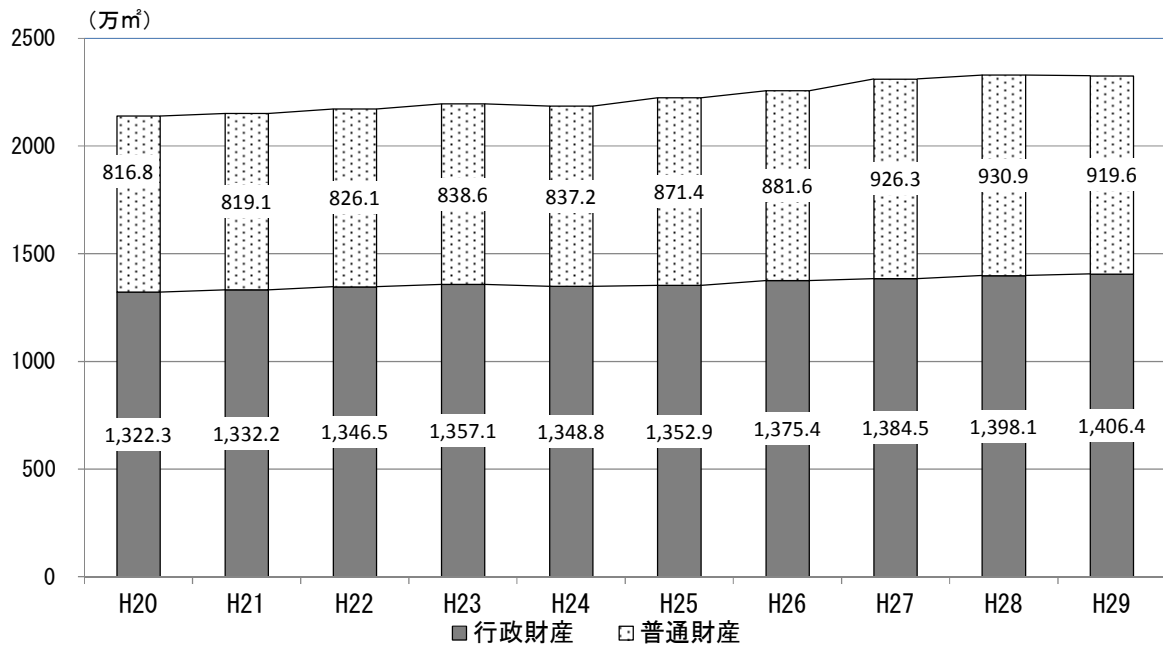
- ・延床面積は約 259 万㎡を保有しており、これはアクトシティ浜松全体の建物面積（23.2 万㎡）の約 11 倍になります。
- ・内訳では、約 94%が行政財産、残りの約 6%が普通財産です。

※延床面積とは…建物の各階の床面積を合計した面積

(2) 土地

①保有状況の推移

- ・政令指定都市に移行した平成19年度以降、市が保有する土地（道路・河川・企業会計を除く）は、道路（供用開始前）や公園用地などの取得により増加しています。
- ・行政財産は、前年と比較すると、鏡山小学校や北小学校の用途廃止などによる減があるものの、渚園用地を普通財産から行政財産へ用途変更したことなどにより、約8.3万㎡の増となっています。
- ・普通財産は、前年と比較すると、前述の渚園用地の用途変更などにより、約11.3万㎡の減となっています。



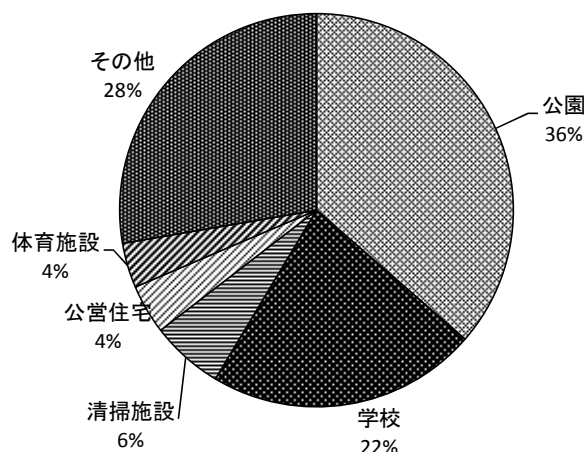
区分		H20年度末 現在高	H23年度末 現在高	H26年度末 現在高	H27年度末 現在高	H28年度末 現在高 A	H29年度末 現在高 B	増減 (B-A)
行政財産	公用財産							
	庁舎	15.0	15.7	9.8	10.1	10.0	9.8	△ 0.2
	消防施設	8.4	8.5	9.1	9.3	9.3	9.4	0.1
	その他公用施設	160.4	185.8	196.1	199.0	198.9	208.1	9.2
	小計	183.9	210.0	215.0	218.4	218.2	227.3	9.1
	公共用財産							
	学校	335.4	331.4	315.8	315.5	314.3	312.3	△ 2.0
公営住宅	58.1	58.2	57.3	57.3	57.4	57.1	△ 0.3	
公園	435.0	441.8	467.5	479.5	494.0	511.6	17.6	
その他公共施設	230.9	236.6	240.8	234.9	235.1	234.8	△ 0.3	
小計	1,059.4	1,068.1	1,081.4	1,087.2	1,100.9	1,115.8	14.9	
山林	79.0	79.0	78.9	79.0	79.0	63.4	△ 15.6	
行政財産計	1,322.3	1,357.1	1,375.4	1,384.5	1,398.1	1,406.4	8.3	
普通財産	普通財産							
	山林	603.7	603.3	603.3	603.3	603.3	602.3	△ 1.0
	小型自動車競走場	2.8	2.8	2.8	2.8	2.8	3.4	0.6
	その他	210.3	232.5	275.5	320.2	324.8	313.9	△ 10.9
普通財産計	816.8	838.6	881.6	926.3	930.9	919.6	△ 11.3	
合計	2,139.1	2,195.6	2,257.0	2,310.8	2,329.0	2,326.1	△ 2.9	

※道路・河川・企業会計を除く

※表示単位未満を四捨五入しているため合計が一致しない場合がある

②用途別保有状況(行政財産)

施設名	面積(万㎡)
公園	511.6
学校	312.3
清掃施設	84.0
公営住宅	57.1
体育施設	51.6
その他	389.8
計	1,406.4



- ・公園が511.6万㎡と最も多く、次いで学校の312.3万㎡となっています。
- ・公園と学校を合わせると、全体の約58%を占めることとなります。

③政令指定都市との比較

「市の面積に対する市有地の割合」は1.5%で、政令指定都市平均値6.3%を下回っており、「人口一人当たりの保有面積(行政財産)」は17.6㎡で、政令指定都市平均値16.6㎡を若干上回っています。

都市名	都市面積(万㎡)	人口(人)	土地			都市面積に対する率	人口一人当たり面積(㎡)		
			行政財産(万㎡)	普通財産(万㎡)	計(万㎡)		行政財産(㎡)	普通財産(㎡)	計(㎡)
札幌市	112,126	1,952,356	5,208	291	5,499	4.9%	26.7	1.5	28.2
仙台市	78,630	1,082,159	3,430	2,013	5,443	6.9%	31.7	18.6	50.3
さいたま市	21,743	1,263,979	1,013	68	1,081	5.0%	8.0	0.5	8.6
千葉市	27,177	971,882	1,533	69	1,602	5.9%	15.8	0.7	16.5
横浜市	43,756	3,724,844	3,947	392	4,338	9.9%	10.6	1.1	11.6
川崎市	14,301	1,475,213	1,441	184	1,625	11.4%	9.8	1.2	11.0
相模原市	32,891	720,780	627	614	1,241	3.8%	8.7	8.5	17.2
新潟市	72,645	810,157	1,580	534	2,114	2.9%	19.5	6.6	26.1
静岡市	141,190	704,989	819	2,158	2,977	2.1%	11.6	30.6	42.2
浜松市	155,806	797,980	1,406	920	2,326	1.5%	17.6	11.5	29.1
名古屋市	32,645	2,295,638	3,275	257	3,532	10.8%	14.3	1.1	15.4
京都市	82,783	1,475,183	2,084	154	2,238	2.7%	14.1	1.0	15.2
大阪市	22,521	2,691,185	2,466	524	2,990	13.3%	9.2	1.9	11.1
堺市	14,982	839,310	1,108	47	1,155	7.7%	13.2	0.6	13.8
神戸市	55,702	1,537,272	4,842	2,446	7,288	13.1%	31.5	15.9	47.4
岡山市	78,995	719,474	1,459	481	1,940	2.5%	20.3	6.7	27.0
広島市	90,668	1,194,034	2,140	2,850	4,990	5.5%	17.9	23.9	41.8
北九州市	49,195	961,286	2,232	780	3,012	6.1%	23.2	8.1	31.3
福岡市	34,339	1,538,681	2,165	389	2,555	7.4%	14.1	2.5	16.6
熊本市	39,032	740,822	1,094	77	1,171	3.0%	14.8	1.0	15.8
平均	60,056	1,374,861	2,193	762	2,956	6.3%	16.6	7.2	23.8

※浜松市の土地面積は、平成30年3月31日現在

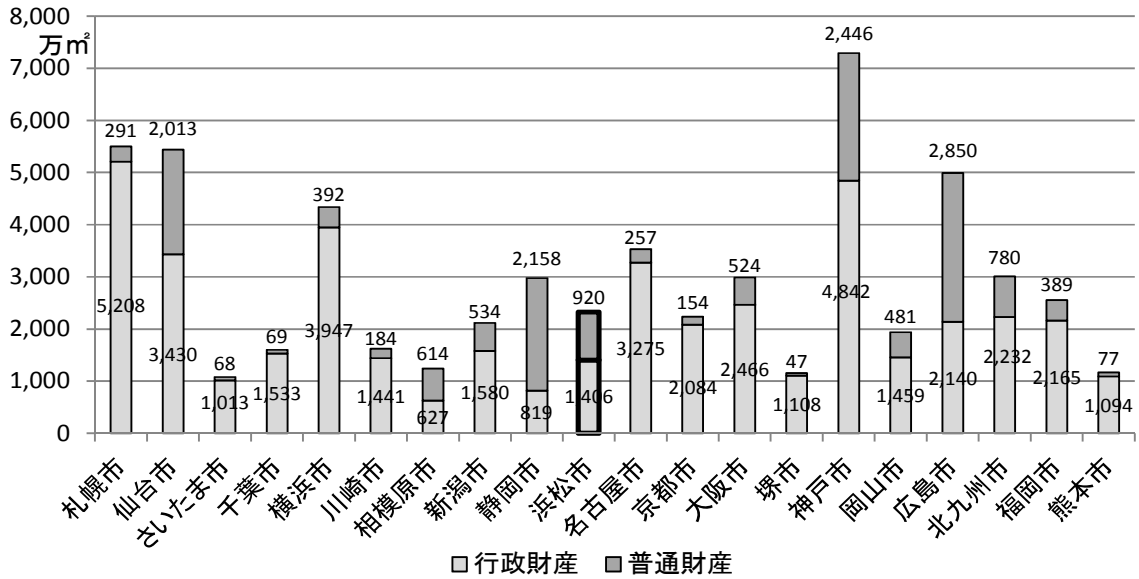
※浜松市以外の土地面積は平成28年度総務省市町村公共施設状況調査による

※都市面積は平成29年全国都道府県市町村別面積調(国土交通省国土地理院)による

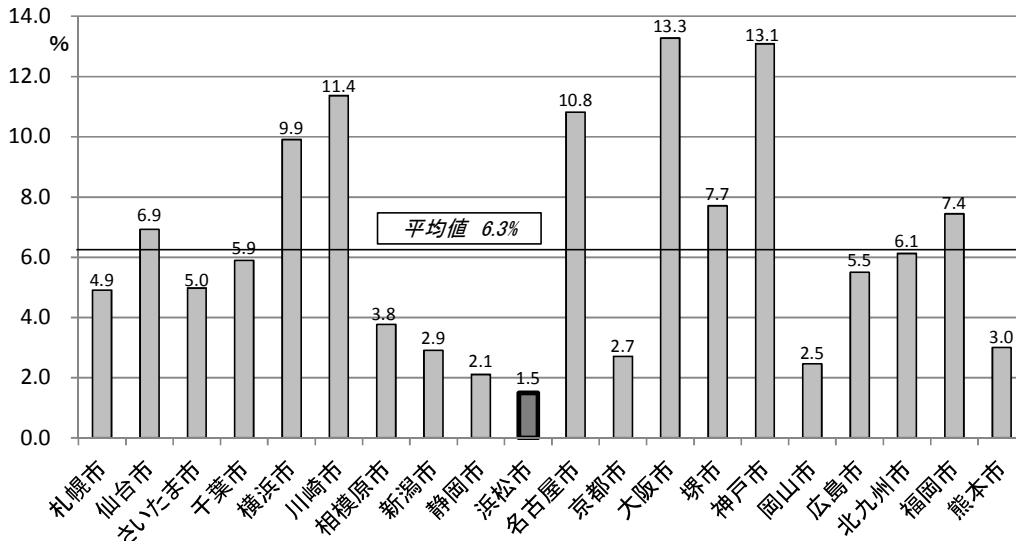
※人口は平成27年国勢調査による

※表示単位未満を四捨五入しているため計と一致しない場合がある

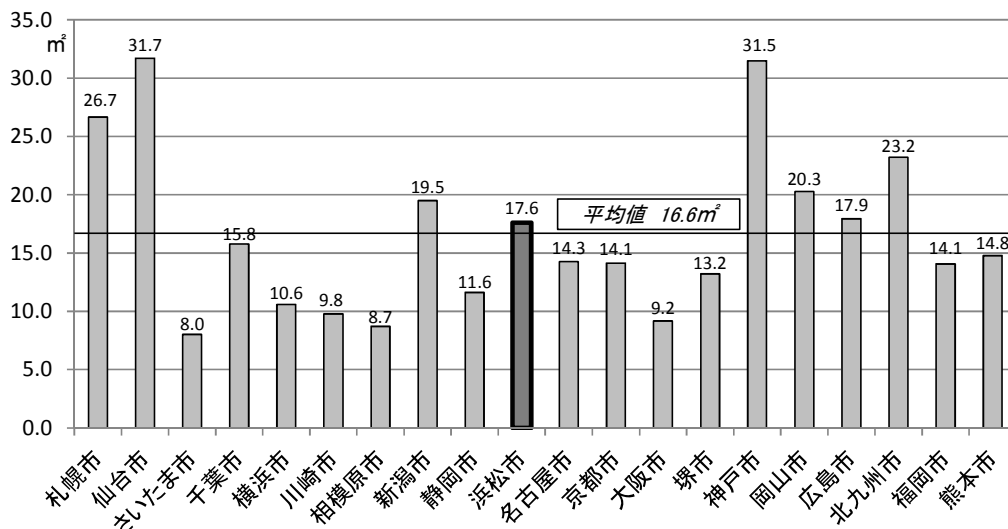
ア 保有面積



イ 市の面積に対する市有地の割合



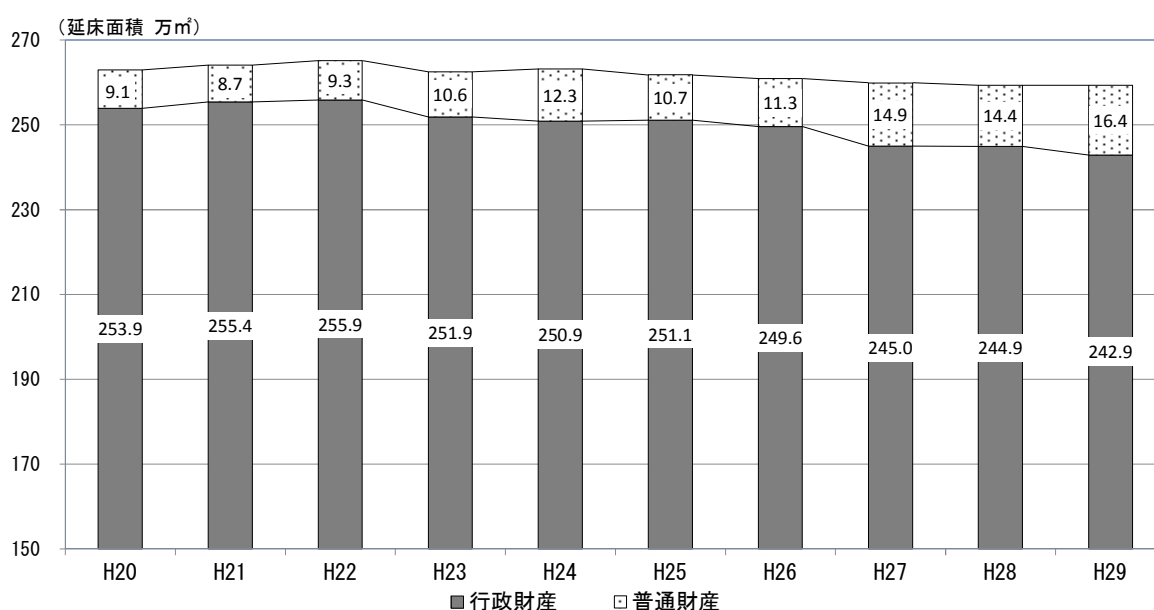
ウ 人口一人当たりの保有面積（行政財産）



(3) 建物

- 平成 29 年度末に市が保有する延床面積（上下水道、病院などの企業会計施設を除く）は、政令指定都市に移行した平成 19 年度（259.7 万㎡）とほぼ同規模となっています。
- 西部清掃工場や、南の星小学校などの新設により、平成 22 年度までは増加傾向にありましたが、その後減少しています。
- 行政財産は、前年と比較すると、旧中部中学校校舎の解体や鏡山小学校、城西小学校の用途廃止などにより、約 2 万㎡の減となっています。
- 普通財産は、前年と比較すると、旧浜名中学校の普通財産化などにより約 2 万㎡の増となっています。

①保有状況の推移



(延床面積 万㎡)

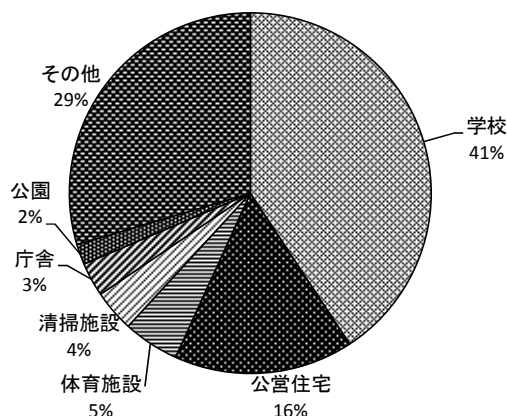
区分		H20年度末 現在高	H23年度末 現在高	H26年度末 現在高	H27年度末 現在高	H28年度末 現在高 A	H29年度末 現在高 B	増減 (B-A)
行政財産	公用財産							
	庁舎	10.8	11.0	7.6	7.6	7.4	7.4	0.0
	消防施設	4.0	4.3	4.3	4.4	4.4	4.4	0.0
	その他公用施設	15.4	15.6	15.5	14.2	13.8	13.9	0.1
	小計	30.1	30.9	27.4	26.2	25.6	25.7	0.1
	公共用財産							
	学校	105.0	102.1	99.5	99.1	100.0	99.0	△ 1.0
公営住宅	39.5	39.6	39.6	39.5	39.3	38.9	△ 0.4	
公園	3.3	3.4	4.5	4.5	4.4	4.4	0.0	
その他公共施設	75.9	75.9	78.6	75.7	75.7	74.9	△ 0.8	
小計	223.7	221.0	222.3	218.8	219.3	217.2	△ 2.1	
山林	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
行政財産計		253.9	251.9	249.6	245.0	244.9	242.9	△ 2.0
普通財産	普通財産							
	小型自動車競走場	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5	0.0
	職員宿舎	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.0
	その他	6.5	8.0	8.6	12.3	11.8	13.8	2.0
普通財産計	9.1	10.6	11.3	14.9	14.4	16.4	2.0	
合計	263.0	262.5	260.9	259.9	259.3	259.3	0.0	

※企業会計を除く

※表示単位未満を四捨五入しているため計と一致しない場合がある

②用途別保有状況(行政財産)

施設名	面積(万㎡)
学校	99.0
公営住宅	38.9
体育施設	12.2
清掃施設	9.1
庁舎	7.4
公園	4.4
その他	71.9
計	242.9



- ・学校が99万㎡と最も多く、次いで公営住宅の38.9万㎡となっています。
- ・学校と公営住宅を合わせると、全体の約57%を占めることとなります。

③政令指定都市との比較

都市名	人口 (人)	行政財産全体										普通財産		計	
		行政施設		学校		公営住宅		その他		延床面積 (万㎡)	1人当り 床面積 (㎡)	延床面積 (万㎡)	1人当り 床面積 (㎡)		
		延床面積 (万㎡)	1人当り 床面積 (㎡)	延床面積 (万㎡)	1人当り 床面積 (㎡)	延床面積 (万㎡)	1人当り 床面積 (㎡)	延床面積 (万㎡)	1人当り 床面積 (㎡)	延床面積 (万㎡)	1人当り 床面積 (㎡)	延床面積 (万㎡)	1人当り 床面積 (㎡)	延床面積 (万㎡)	1人当り 床面積 (㎡)
札幌市	1,952,356	555	2.84	43	0.22	235	1.20	193	0.99	84	0.43	16	0.08	571	2.92
仙台市	1,082,159	347	3.21	36	0.33	140	1.29	77	0.71	94	0.87	8	0.07	355	3.28
さいたま市	1,263,979	253	2.00	32	0.25	137	1.09	14	0.11	69	0.55	9	0.07	262	2.07
千葉市	971,882	257	2.65	28	0.29	118	1.21	39	0.40	72	0.75	9	0.09	266	2.74
横浜市	3,724,844	806	2.16	83	0.22	369	0.99	186	0.50	168	0.45	72	0.19	878	2.36
川崎市	1,475,213	368	2.49	35	0.24	138	0.93	111	0.75	84	0.57	5	0.03	372	2.52
相模原市	720,780	166	2.31	22	0.31	79	1.09	18	0.25	47	0.66	3	0.05	170	2.35
新潟市	810,157	273	3.37	37	0.45	115	1.42	40	0.49	81	1.00	6	0.07	279	3.44
静岡市	704,989	222	3.15	24	0.34	87	1.23	45	0.64	65	0.93	6	0.08	228	3.23
浜松市	797,980	243	3.04	26	0.32	99	1.17	39	0.49	79	1.06	16	0.21	259	3.23
名古屋市	2,295,638	1005	4.38	71	0.31	261	1.14	480	2.09	192	0.84	9	0.04	1,014	4.42
京都市	1,475,183	480	3.25	48	0.33	172	1.17	161	1.09	98	0.67	11	0.08	491	3.33
大阪市	2,691,185	1237	4.60	72	0.27	316	1.17	718	2.67	132	0.49	89	0.33	1,327	4.93
堺市	839,310	209	2.49	18	0.22	102	1.22	44	0.53	44	0.52	6	0.07	215	2.57
神戸市	1,537,272	682	4.43	34	0.22	168	1.09	318	2.07	161	1.05	43	0.28	724	4.71
岡山市	719,474	200	2.78	23	0.32	89	1.23	33	0.46	56	0.77	5	0.07	205	2.85
広島市	1,194,034	386	3.23	39	0.33	137	1.14	101	0.84	110	0.92	19	0.16	405	3.39
北九州市	961,286	469	4.88	35	0.37	129	1.34	206	2.14	99	1.03	31	0.33	501	5.21
福岡市	1,538,681	537	3.49	23	0.15	159	1.03	228	1.48	128	0.83	6	0.04	543	3.53
熊本市	740,822	241	3.25	26	0.35	89	1.20	90	1.21	37	0.50	5	0.06	245	3.31
平均	1,374,861	447	3.20	38	0.29	157	1.17	157	1.00	95	0.74	19	0.12	465	3.32

※浜松市の延床面積は平成30年3月31日現在

※浜松市以外の延床面積は平成28年度総務省市町村公共施設状況調査による

※人口は平成27年国勢調査による

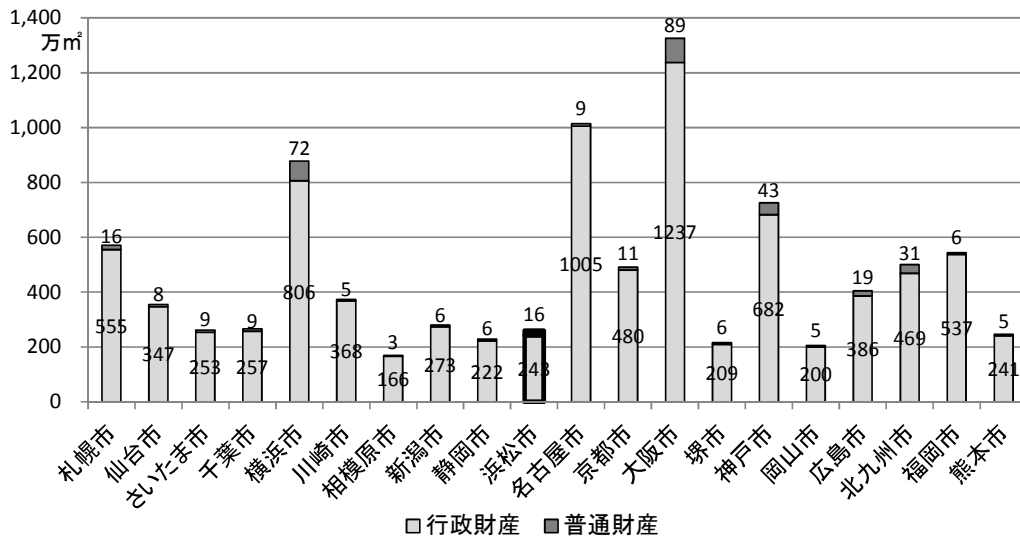
※行政施設は、本庁舎、区役所、消防施設、清掃施設など

※学校は、小学校、中学校、高等学校のみ(②の学校から幼稚園及び看護専門学校を除いたもの)

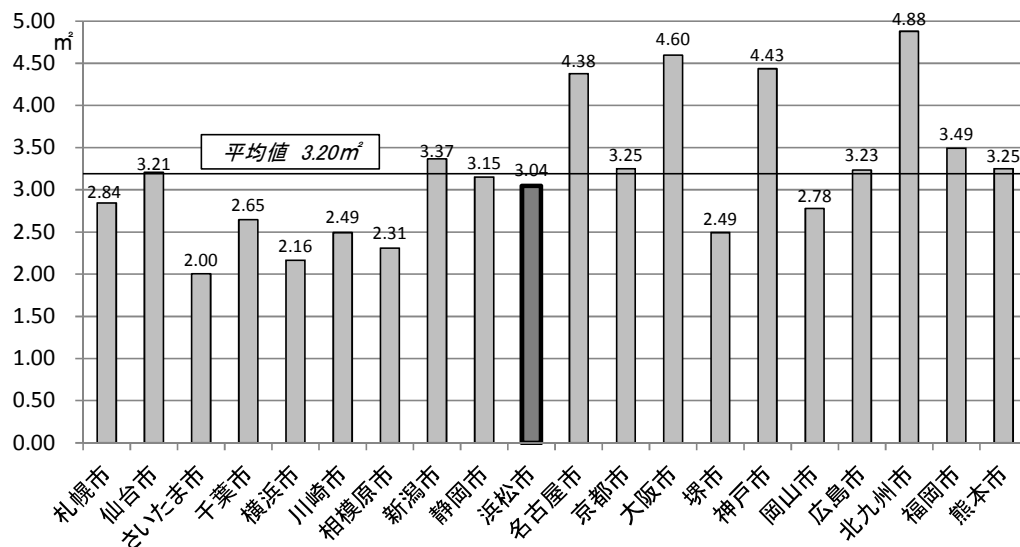
※その他は、集会所、スポーツ施設、産業振興施設など

※表示単位未満を四捨五入しているため計と一致しない場合がある

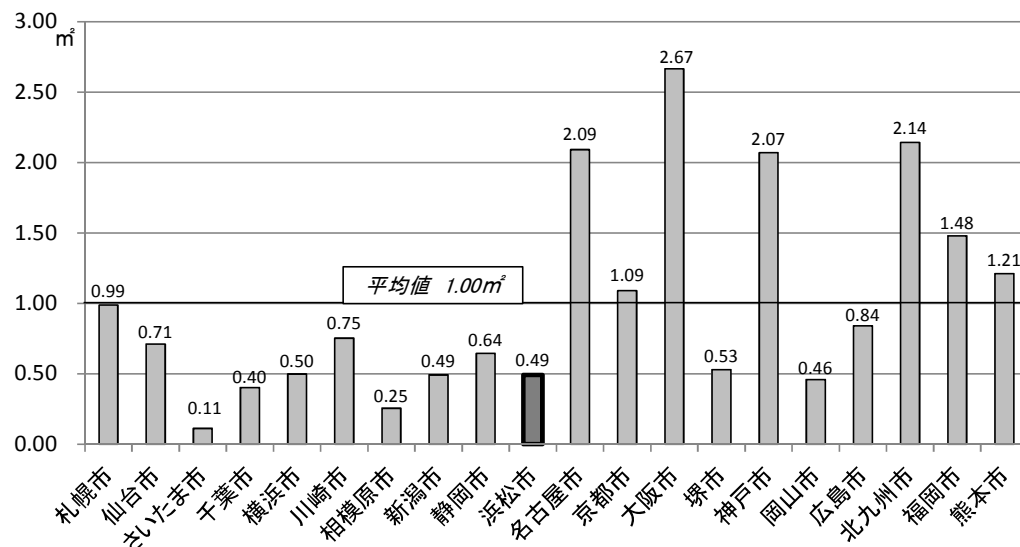
ア 延床面積（全体）



イ 人口一人当たりの保有床面積（行政財産）



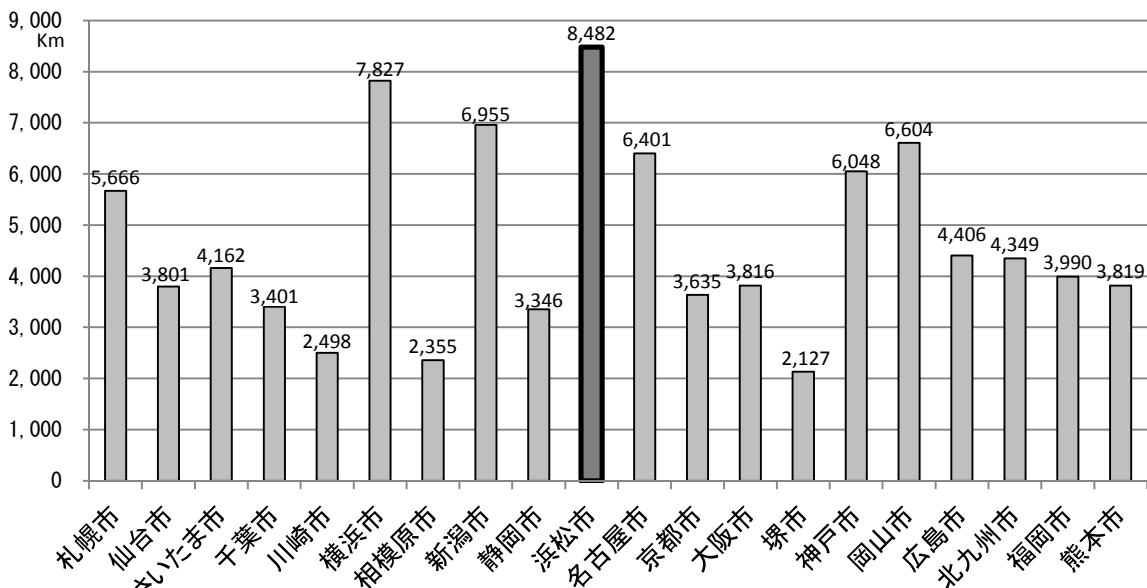
ウ 人口一人当たりの公営住宅床面積



【参考】道路・橋りょうの政令指定都市との比較

1 道路（補助国道・県道・市道）

政令指定都市との比較（道路延長）

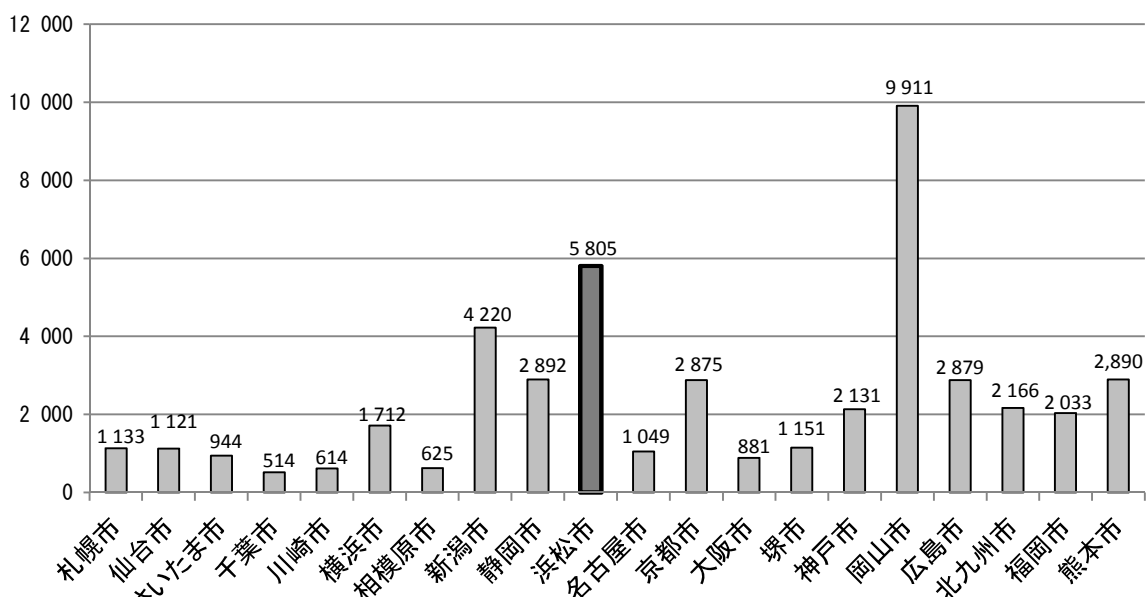


※「大都市比較統計年表」による（平成29年4月1日現在）

・本市の道路延長（約8,482 km）は政令指定都市中第1位となっています。

2 橋りょう（補助国道・県道・市道）

政令指定都市との比較（橋りょう数）



※「大都市比較統計年表」による（平成29年4月1日現在）

・本市の橋りょう数（5,805 橋）は政令指定都市中第2位となっています。

Ⅲ 資産経営の取組み

1 資産経営の取組み

(1) 浜松市資産経営推進方針（平成 27 年度までの取組み）

平成 21 年度に、保有する財産の見直しや処分・活用、運営管理などに関するすべてを資産経営と位置づけ、「浜松市資産経営推進方針」を公表しました。

◆目指すべき資産のすがた

- ・保有財産（土地・建物）の縮減と効率的な施設運営
- ・既存財産の戦略的な有効活用の推進
- ・安全で快適に利用できる施設やサービスの提供

◆取組みの 4 つの柱

- ・保有財産の最適化
- ・保有財産の利活用
- ・維持管理コストの最適化と環境対策
- ・活用財産の長寿命化

【個別方針】

- ①遊休財産の利活用に関する方針
- ②旧庁舎の利活用に関する方針
- ③中山間地域の廃校・廃園の利活用に関する方針
- ④市施設敷地の借用に関する方針
- ⑤施設長寿命化に関する方針

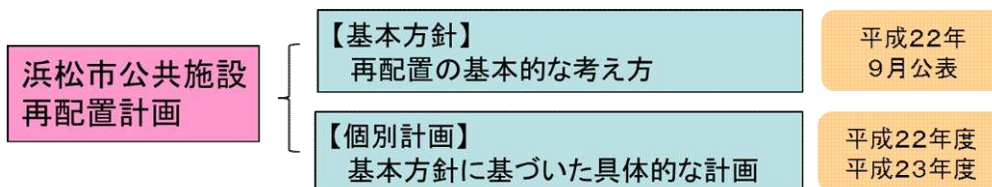
① 公共施設再編に向けた取組み

ア 施設評価の実施（第 1 期施設評価・第 2 期施設評価）

- ・「浜松市資産経営推進方針」に基づき、データの一元化をした 2,001 施設について、施設の課題や継続性等について整理しました。第 1 期施設評価（公民館や博物館、ホールなど 736 施設）及び第 2 期施設評価（小中学校・幼稚園、市営住宅など 1,265 施設）を、平成 21 年度から平成 23 年度にかけて実施しました。

イ 公共施設再配置計画基本方針

- ・現状及び今後の公共施設が抱える様々な課題や取り巻く環境に柔軟に対応するため、主に平成 21 年度に実施した第 1 期施設評価で「継続」と判断した施設を中心に公共施設再配置に着手しました。
- ・平成 22 年 9 月に、「浜松市公共施設再配置計画基本方針」を定め、この方針を基に、多種多様な地域性を考慮しながら、横断的・長期的な視野に立った施設の再配置を検討し、平成 22 年度から平成 23 年度にかけて個別計画を作成しました。



ウ 施設の削減実績

- ・平成 27 年度までの施設の削減数は 439 施設、延べ床面積では約 22 万 m²の削減、年間の維持管理経費にして約 5 億円の削減、財政効果額（仮に施設を存続した場合に今後 50 年間に必要と見込まれる改修・更新経費）は、約 1,100 億円と見込まれています。

(2) 浜松市公共施設等総合管理計画（計画期間 平成 27 年度～平成 36 年度）

①基本的事項

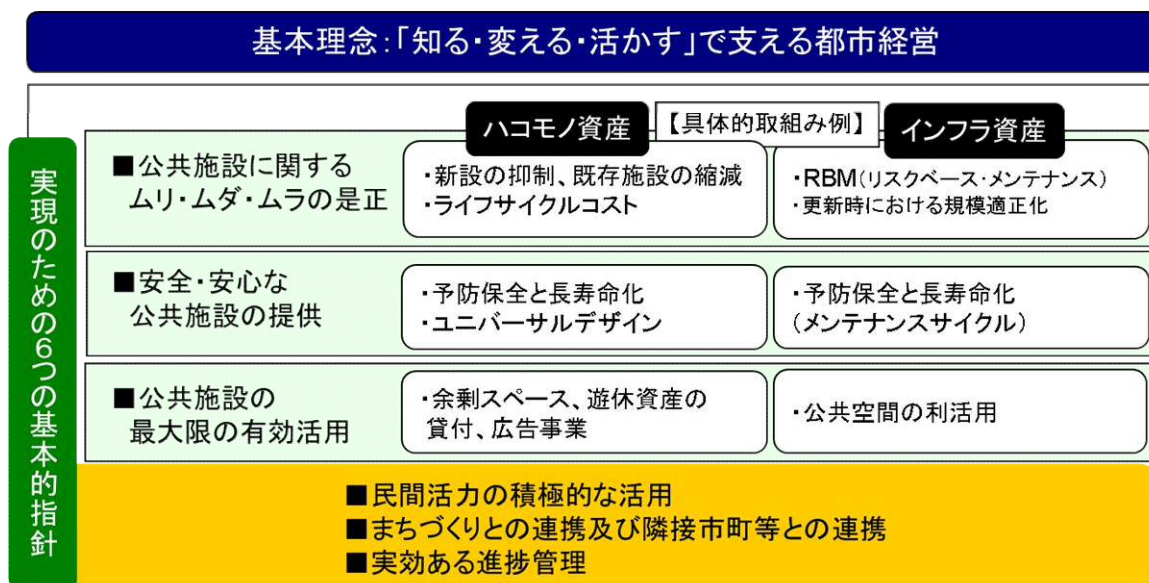
本市では、前述のとおりハコモノ資産（公共建築物）の見直しや維持管理コストの適正化、長寿命化など様々な取組みを行ってきました。

しかし、人口減少に起因する資産の遊休化、稼働率の低下、税収の減少の懸念と老朽化が進む資産の維持管理、改修・更新経費の増大、更には近年の本市における投資実績を踏まえると、これまでの取組みはまだ充分とは言えず、すべての資産を従来どおりの形態で将来にわたって維持管理していくことは不可能な状況と考えられます。

このため、市が保有するすべての資産を対象に、資産の見直しや活用、運営管理、処分などに関するプロセス全般を資産経営と位置づけ、平成 27 年度以降における資産経営を長期的かつ着実に推進するための羅針盤として、平成 28 年 3 月に浜松市公共施設等総合管理計画を策定しました。

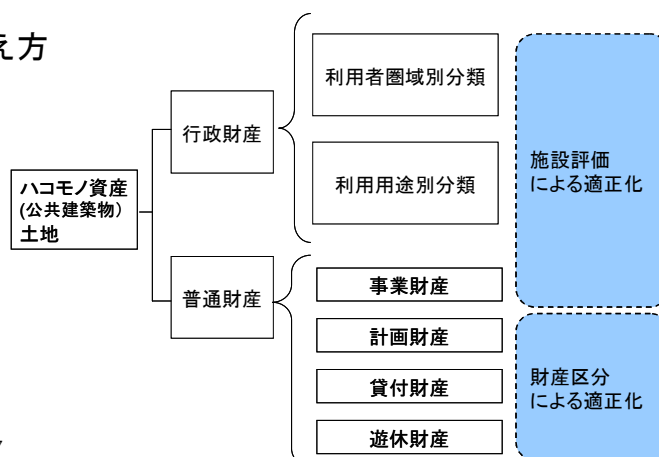
②これからの資産経営の基本的な考え方

公共施設の運営を通じた安全・安心で質の高い市民サービスの提供と持続可能な行財政運営を両立するため、従来の考え方にとらわれることなく、各々の資産の必要性や目的を明確にしたうえで創意工夫により資産を最大限に活かす必要があります。



※ハコモノ資産、土地の分類と適正化の考え方

ハコモノ資産と土地は、地方自治法では行政財産と普通財産に大きく区分されます。資産経営を推進するためには、この区分だけでは不十分であり、利用用途、利用者圏域などを基準として資産区分を細分化し、それぞれの区分に応じた最適管理、活用、評価を行います。



③ハコモノ資産に関する具体的な取組み

ア 見直しの考え方

- ・ハコモノ資産を通じて提供している行政サービスの性質と行政サービスを楽しんでいる利用者の圏域（①広域施設 ②市域施設 ③地域施設 ④生活圏域施設 など）の2つの視点で検討

イ 今後の方向性

- ・施設の利用用途別 23 分類ごとに整理
（例：①庁舎等 ②職員住宅等 ③集会施設 ④文化・観光施設 ⑤スポーツ施設 ⑥図書館など）

ウ マネジメントの手法

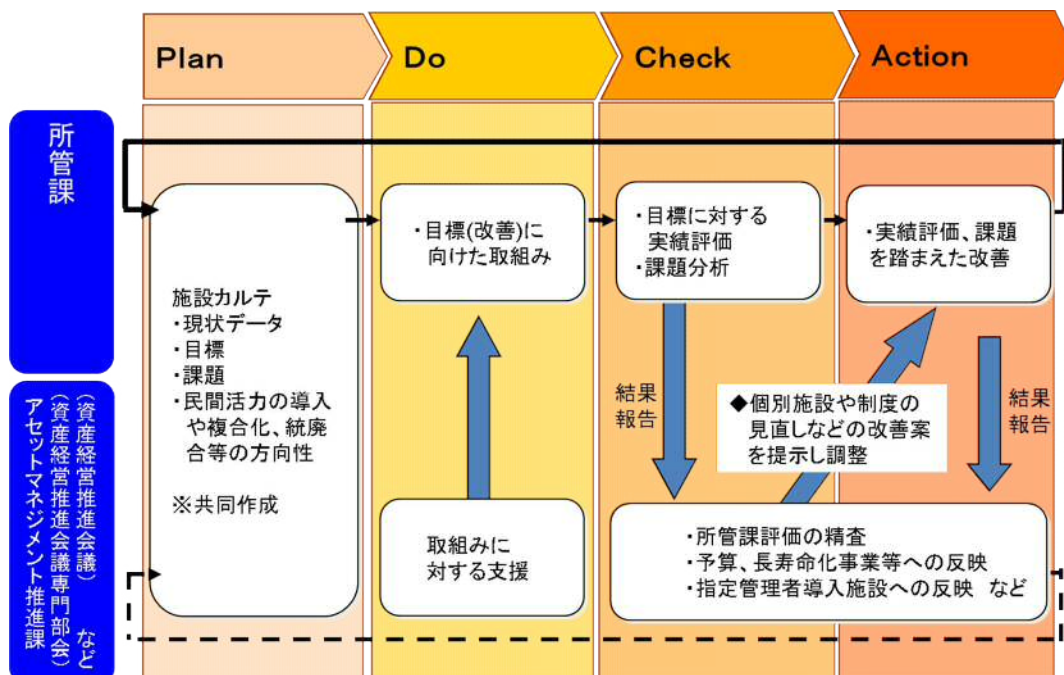
すべてのハコモノ資産について、建築データ、利用率、維持管理コストなどの現況に加え、施設運営上の目標指標、本計画で示した各種の見直しの考え方をまとめた「施設カルテ※」を作成します。「施設カルテ」を所管課及びアセットマネジメント推進課を主とする関係課が共有し、短期的な維持管理などの適正化や中長期的な総量縮減、民間活力の活用などの視点を持ちつつ、毎年度のPDCAサイクルを実行します。

※「施設カルテ」は浜松市HPで公表しています。

エ 個別施設計画

保有する全てのハコモノ資産を更新するのは、資産経営の視点からも財政負担の視点からも非効率的です。今後は、施設の配置等をふまえつつ、廃止や統合・複合などを検討し、「個別施設ごとの長寿命化計画」を作成していきます。

（参考：施設カルテを用いたPDCAサイクルのイメージ）



④インフラ資産に関する具体的な取組み

ア 見直しの考え方

- ・インフラ資産を通じて提供している行政サービスの性質を踏まえて検討
(①廃止 ②民間移管 ③分散処理 ④間引き ⑤RBM)

イ 今後の方向性

- ・資産の利用用途別5分類ごとに整理
(①道路 ②橋りょう ③ポンプ・排水機場 ④上水・簡易水道 ⑤下水道・農業集落排水)

ウ マネジメントの手法

大きくはRBM（リスクベース・メンテナンス）の考え方により、各分野においてレベル区別に管理手法や水準を定め、予防保全の対象を明確にした上で、長寿命化計画（個別計画）を作成します。

そして、メンテナンスサイクル（点検⇒診断⇒措置⇒記録）の実施と計画へのフィードバックにより、実態に即した予防保全を進め、インフラ資産の長期にわたる安全性と効率性の確保を目指します。

※RBM（リスクベース・メンテナンス）とは

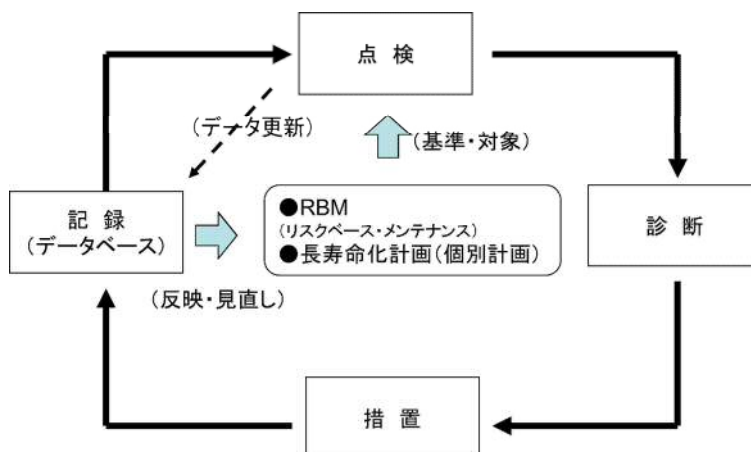
RBMは、破損や事故の起きやすさ、当該事故が市民生活に及ぼす影響の大きさ、改修・更新経費の規模などのリスクを基準に、各インフラ資産を分類し、各々の管理水準、耐用年数、保全手法などにより、維持管理、改修・更新を実施する手法です。

すべてのインフラ資産を、一律の基準で管理する従来手法とは異なり、この手法は、リスクの大きいところへの重点投資とムダの削減の両立による効率的で効果的な維持管理や長寿命化が期待できます。

※RBM基準のイメージ

区分	内容	管理水準 耐用年数	保全手法
A	破損や事故が生じた場合、市民生活に多大な影響が生じ、当該インフラの改修・更新経費が膨大となるもの	基準どおり	予防保全
B	破損や事故が生じた場合、市民生活への影響、当該インフラの改修・更新経費が相応となるもの	見直し・延長	予防保全
C	A・B以外のもの	見直し・延長	事後保全

(参考：メンテナンスサイクルによるマネジメントのイメージ)



2 保有資産の改修・更新経費及び充足率

(1) 資産の状況

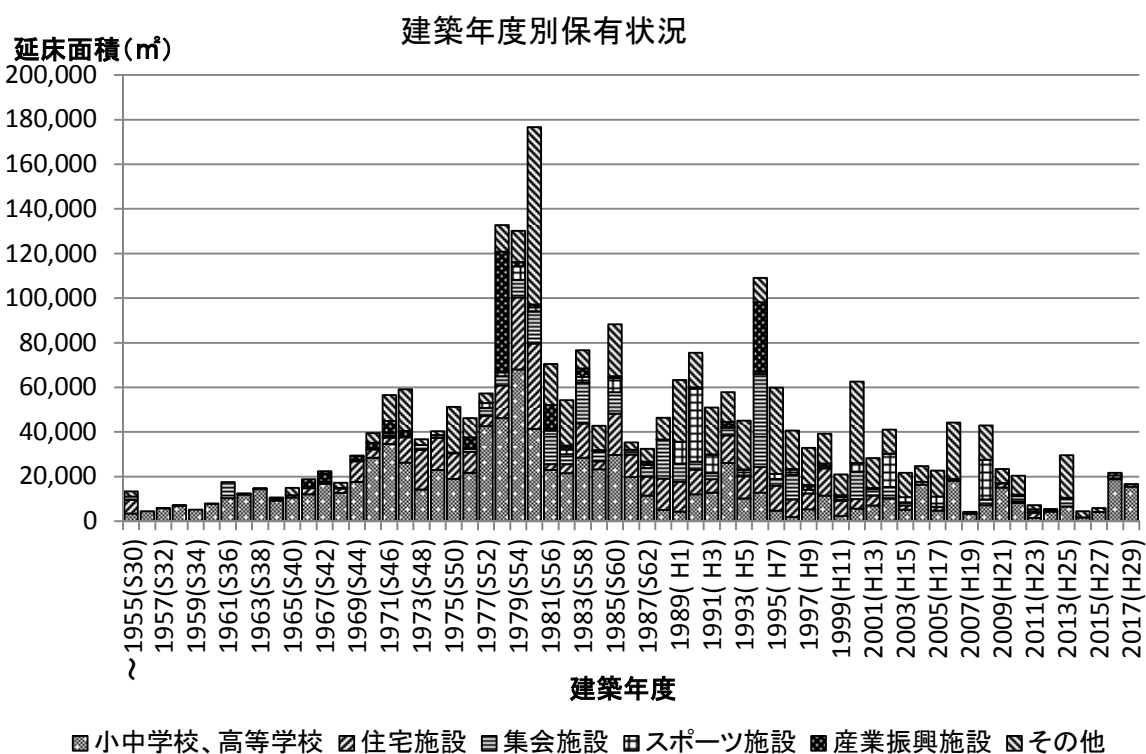
①ハコモノ資産

分類	H29.4.1現在 (A)		H30.4.1現在 (B)		増減 (B-A)	
	施設数	延床面積 (万㎡)	施設数	延床面積 (万㎡)	施設数	延床面積 (万㎡)
小中学校・高等学校	142	92.0	142	92.3	0	0.3
住宅施設	88	38.9	88	38.9	0	0.0
集会施設	100	22.7	100	22.7	0	0.0
スポーツ施設	46	13.9	46	13.9	0	0.0
産業振興施設	7	14.0	7	14.0	0	0.0
その他	845	69.3	848	69.5	3	0.2
合計	1,228	250.8	1,231	251.3	3	0.4

※浜松市公共施設等総合管理計画の対象資産のため、公有財産台帳面積とは一致しない

※数値は、単位未満で四捨五入しているため、合計数値と一致しない場合がある

- ・浜名中学校や江西中学校の改築などにより、延床面積は約 0.4 万㎡の増となっています。



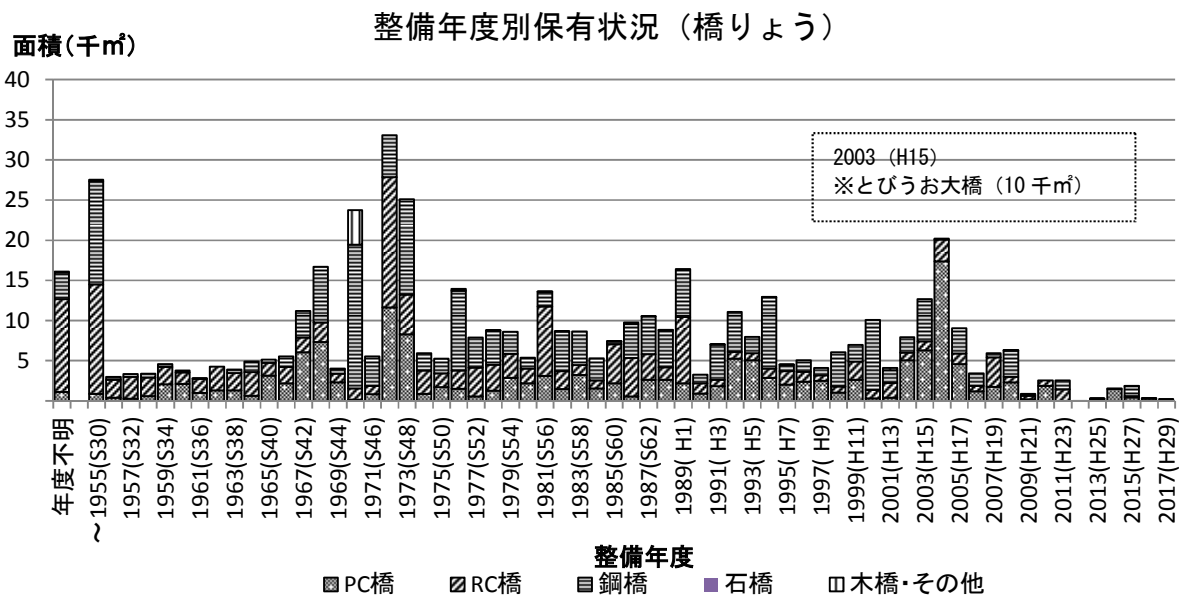
- ・都市化の進展や人口の増加に伴い 1970、80 年代の 20 年間で約 137 万㎡、全体の約 53%が建設されています。
- ・今後、老朽化に対する対応や改修・更新時期の一極化が懸念されます。

②インフラ資産

分類	内 容	H29. 4. 1現在 (A)	H30. 4. 1現在 (B)	増減 (B-A)
道路	補助国道、県道、市道	8,482 km	8,480 km	△ 2 km
	農道、林道	537 km	545 km	8 km
橋りょう	補助国道、県道、市道	506 千㎡	512 千㎡	6 千㎡
	農道、林道	18.6 千㎡	18.6 千㎡	0 千㎡
ポンプ・排水機場	建物 施設数	43 施設	43 施設	0 施設
	延床面積	11,637 ㎡	11,637 ㎡	0 ㎡
上水道	建物 施設数	44 施設	44 施設	0 施設
	延床面積	14,862 ㎡	14,862 ㎡	0 ㎡
	管	5,114 km	5,158 km	44 km
下水道	建物 施設数	30 施設	30 施設	0 施設
	延床面積	157,466 ㎡	157,466 ㎡	0 ㎡
	管	3,591 km	3,604 km	13 km
農業集落排水	建物 施設数	5 施設	5 施設	0 施設
	延床面積	1,328 ㎡	1,328 ㎡	0 ㎡
	管	46 km	46 km	0 km

※浜松市公共施設等総合管理計画の対象資産のため、公有財産台帳面積とは一致しない

- ・計画的な整備により、道路、橋りょう、上水道管、下水道管は増加しています。



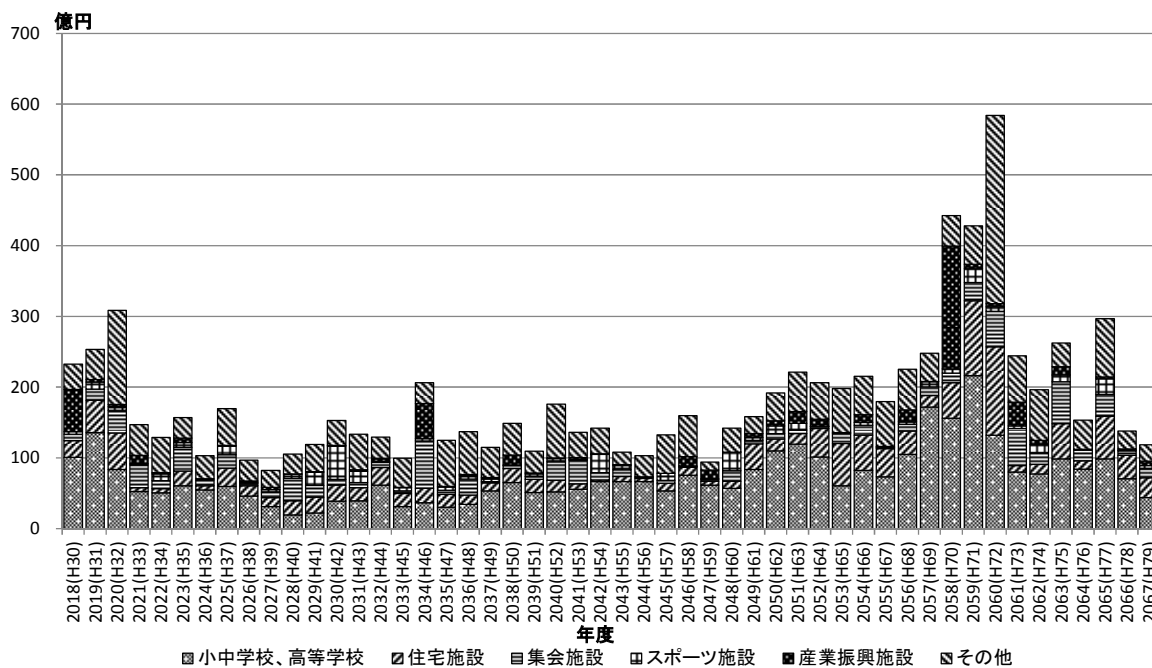
- ・橋りょうは、都市化の進展に伴い整備が進められました。
- ・老朽化への対応などが必要となっており、将来の財政需要の抑制、縮減が大きな課題です。

(2) 改修・更新経費の試算

①ハコモノ資産に係る試算結果（長寿命化後）

- ・改修・更新経費は、今後50年間で9,162億円、1年当たり183億円と試算
- ・平成70年頃に財政需要が大きく増え、年間400億円以上が必要と試算

ア 用途別試算値



イ 用途別試算値と構成比

(平成30年4月1日現在)

分類	50年間総額 (億円)	構成比	内容
小中学校・高等学校	3,679	40.2%	小中学校・高等学校
住宅施設	1,309	14.3%	公営住宅
集会施設	808	8.8%	ホール、協働センター(旧公民館)、集会所など
スポーツ施設	373	4.1%	グラウンド(器具庫)、プール、体育館、武道館など
産業振興施設	519	5.7%	イベントホール、卸売市場など
その他	2,473	27.0%	庁舎、図書館、消防施設など
合計	9,162		

※数値は、単位未満で四捨五入しているため、合計数値と一致しない場合がある

※試算の考え方

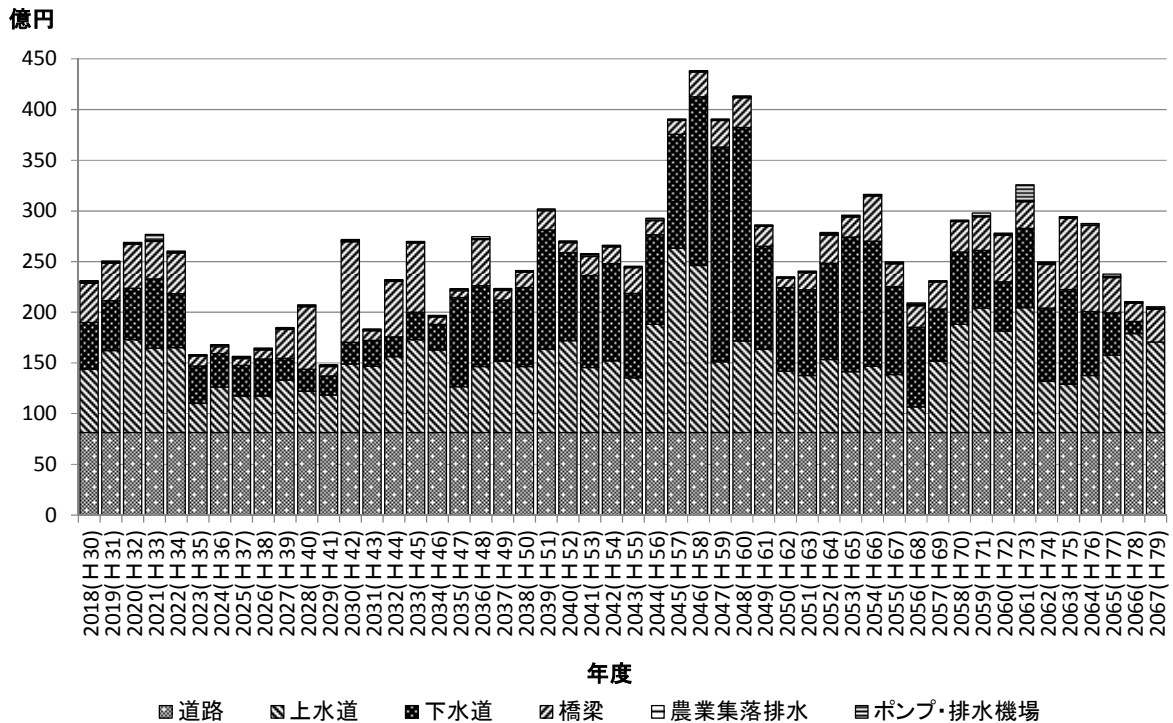
総務省ホームページで公開されている更新費用推計ソフトを基本に、本市独自の考え方を加え集計

- ・改修・建替単価＝実績に基づき単価を設定
- ・小規模改修＝20年、60年
- ・大規模改修＝40年
- ・建替＝80年

②インフラ資産に係る試算結果（RBM後）

- ・改修・更新経費は、今後50年間で1兆2,928億円、1年当たり259億円と試算

ア 用途別年度別試算値



イ 用途別試算値と構成比

（平成30年4月1日現在）

分類	50年間総額 （億円）	構成比
道路	4,061	31.4%
橋りょう	1,466	11.3%
ポンプ・排水機場	52	0.4%
上水道	3,702	28.6%
下水道	3,587	27.7%
農業集落排水	60	0.5%
合計	12,928	

※数値は、単位未満で四捨五入しているため、合計数値と一致しない場合がある

③改修・更新に係る市投資実績

既存資産の改修・更新に充てた額（平成25年度から29年度の平均）は、ハコモノ資産が1年当たり125億円、インフラ資産が1年当たり183億円となっています。

（単位：億円）

区分	H25	H26	H27	H28	H29	平均値
ハコモノ資産	109	113	112	156	134	125
インフラ資産	141	153	162	232	226	183
合計	250	266	274	388	360	308

(3) 浜松市公共施設等総合管理計画の目標指標と実績

①目指すべき資産経営のすがた

浜松市公共施設等総合管理計画において、「目指すべき資産経営のすがた」を次のとおり定義しています。

持続可能な資産経営 = 保有資産にかかる将来の改修・更新経費試算値と 改修・更新の投資実績額との均衡	
充足率 =	$\frac{\text{改修・更新の投資実績額（1年当たり）}}{\text{将来の改修・更新経費試算値（1年当たり）}} = 100\%$

②平成 29 年度の充足率

ア ハコモノ資産

$$\text{充足率} = \frac{\text{改修・更新の投資実績額（1年当たり）}}{\text{将来の改修・更新経費試算値（1年当たり）}} = \frac{125 \text{ 億円}}{183 \text{ 億円}} = 68.3\%$$

イ インフラ資産

$$\text{充足率} = \frac{\text{改修・更新の投資実績額（1年当たり）}}{\text{将来の改修・更新経費試算値（1年当たり）}} = \frac{183 \text{ 億円}}{259 \text{ 億円}} = 70.7\%$$

③計画値と実績値（※「計画値」は浜松市行政経営計画で設定をしているもの）

ア ハコモノ資産の充足率（策定時 64.1%）

【長寿命化後】

	H27	H28	H29	H30	目標指標 (H36)
計画値	計画策定	65%	66%	68%	80%
実績値	計画策定	61.2%	68.3%	—	—

イ インフラ資産の充足率（策定時 52.7%）

【RBM（リスクベース・メンテナンス）の採用後】

	H27	H28	H29	H30	目標指標 (H36)
計画値	計画策定	54%	56%	58%	70%
実績値	計画策定	60.5%	70.7%	—	—

- ・ハコモノ資産の平成 29 年度の充足率は、ハコモノ資産、インフラ資産ともに計画値を上回りました。
- ・今後もこれまでと同規模の投資実績が続くと仮定した場合、ハコモノ資産はさらなる延床面積の縮減、インフラ資産は引き続き RBM の考え方に基づく計画的な保全が必要です。

3 民間活力の積極的な活用

(1) 民間活力導入の方針

資産経営の推進に当たり、保有資産が抱える課題に自治体がすべて対応するには限界があります。

このため、官民連携（PPP Public Private Partnership）の考え方を取り入れ、民間活力を導入していく必要があります。

本市はこれまでもPFI事業や指定管理者制度の導入、個別業務委託、ESCO事業、公有財産処分に関する業務委託など、様々な形態で民間活力の導入を進めてきました。

今後は、民間活力の活用を強化し、官と民の適切な役割分担と密接な協力のもと、地方創生への寄与を視野に、地域経済や雇用を意識しつつ「民間でできることは民間で」を基本に民間活力の導入を拡大していきます。

(2) PPP/PFI手法の優先的検討

市民ニーズへの適切な対応、効率的・効果的な行政サービスの提供、民間事業者等の事業機会の創出と投資の喚起を図るため、平成29年4月に、「浜松市民間活力の導入に関する基本方針」を策定し、一定規模以上で民間の資金・ノウハウの活用が効率的・効果的な事業について、多様なPPP/PFI手法の導入を優先して検討することとしました。

◆検討の開始

各部局においては、対象事業のうち、以下に該当する場合には、PPP/PFI手法の導入を検討します。

- 新たに公共施設等の整備を行うため、基本構想や基本計画等を策定するとき
例：新設、改修等
- 公共施設等の運営の見直しを行うとき
例：公の施設…指定管理者制度非導入施設における導入の検討（毎年度）
公の施設以外…運營業務委託の見直し（包括的管理委託等）

◆対象事業について

公共施設等の更新、維持管理、運営等について、次の対象事業に該当する場合は、PPP/PFI手法の導入可能性を検討します。該当しない場合は、検討は不要とします。

- (1) 事業費の総額が10億円以上の事業
- (2) 単年度の運営費が1億円以上の事業
- (3) PPP/PFI導入により、市民サービス向上や財政効果等が想定される事業

◆検討結果の公表

検討の結果、PPP/PFIを導入しない場合（事業費基準に満たない場合は除く）は、その理由を市ホームページで公表します。

(3) 取組み事例

① 浜松市公共下水道西遠処理区

- 平成 28 年 4 月 1 日に静岡県から浜松市へ西遠流域下水道事業が移管
- 事業の効率化と民間活力導入による適正な運営を目的とし、コンセッション方式を導入
- 平成 28 年度に事業者を決定し、平成 30 年度から事業開始



② 新清掃工場及び新破碎処理センター

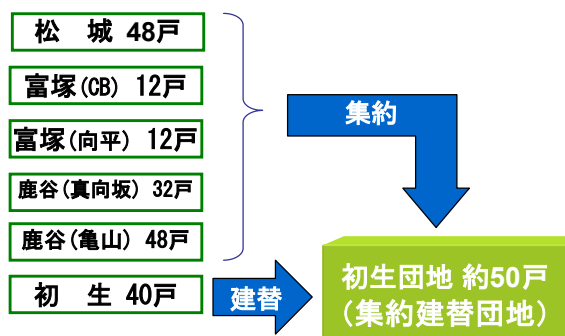
- 老朽化した南部清掃工場及び平和破碎処理センターの代替として、天竜区に新清掃工場及び新破碎処理センターを新設する予定
- PFI方式（BTO方式）を採用し、整備と運営（20年間）を一体的に行う
- 平成 29 年度に事業者を決定
- 平成 36 年度供用開始予定



南部清掃工場

③ 市営住宅初生団地集約建替事業

- PFI方式（BT方式）による老朽化した6団地の集約建替
- 余剰地の民間事業者への売却による民間施設の整備（住宅用途）
- 平成 28 年度に事業者を決定
- 平成 32 年度供用開始予定



4 遊休財産の利活用

遊休財産の有効活用を図るため、普通財産を、利用実態や管理実態から「事業財産」「計画財産」「貸付財産」「遊休財産」に区分し、活用手法から今後の見通しまでを一元的に把握し、行政としての有効活用や適正管理、資産活用を進めます。

また、遊休財産については、情報を公開し、財産活用のニーズを探りつつ、公有財産売却業務委託を継続し、売却を進めます。

(1) 遊休財産の把握

遊休財産を洗い出す目的で、平成 22 年度から普通財産（土地）の実態調査を行い、処分や貸付が可能な財産を抽出しています。

【普通財産（土地）全体の状況】

区 分	H28		H29		増 減	
	件数	面積(万㎡)	件数	面積(万㎡)	件数	面積(万㎡)
① 事業財産	327	585	329	567	2	▲ 18
② 計画財産	17	49	23	47	6	▲ 2
③ 貸付財産	843	149	854	154	11	5
④ 遊休財産	817	148	823	152	6	3
合計	2,004	931	2,029	920	25	▲ 11

※表示単位未満を四捨五入しているため計が合わない場合がある

※各分類の定義は次のとおり

- ① 事業財産：事業林や隣接する行政財産と一体的に使用している財産
- ② 計画財産：道路・建物整備などの事業計画で保有している財産
- ③ 貸付財産：国、県、自治会、個人等に貸付している財産
- ④ 遊休財産：上記以外の財産

(2) 遊休財産の処分

平成 22 年度から処分可能財産の洗出しを行ったことにより、平成 23 年度から以前よりも多くの物件を売り出しすることが可能となりました。また、平成 23 年度からは民間ノウハウを活用し市有地の売却事務について包括的な委託を実施することにより、契約件数が増加し、効率的な事務の執行が可能となりました。

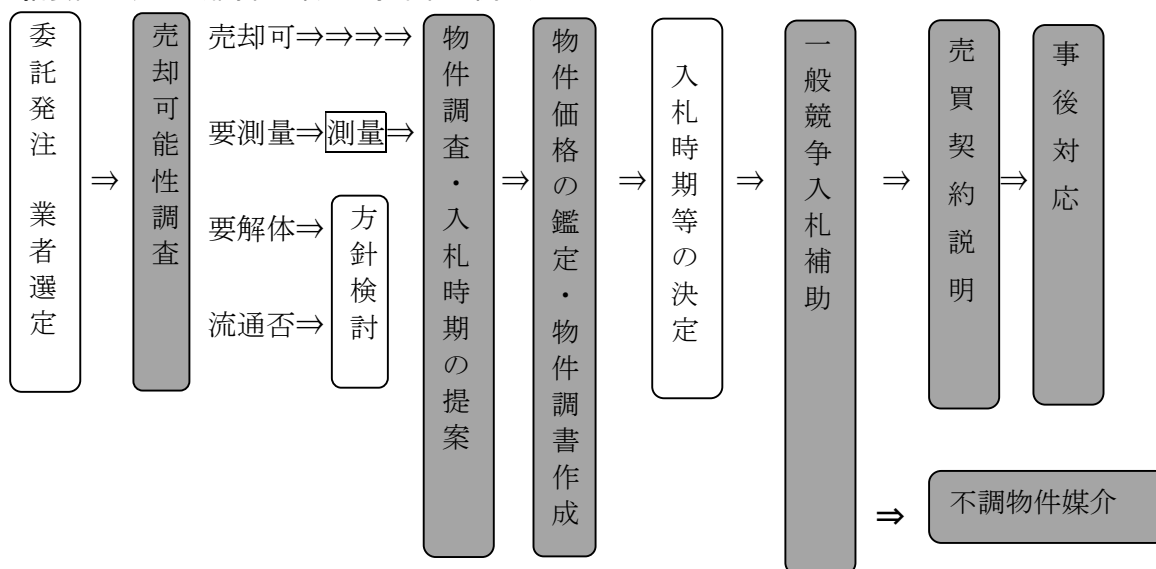
①直近 5 カ年の一般競争入札の実施状況

年度	入札物件数	契約件数	契約面積 (㎡)	契約額 (千円)
H25	29	14	9,156.15	516,880
H26	33	10	6,154.00	170,535
H27	21	13	5,580.68	192,211
H28	20	12	11,545.68	242,676
H29	17	4	2,479.42	100,470

②包括委託

- ・ 公有財産売却業務について民間事業者へ委託し、民間事業者の持つ専門的なノウハウと顧客情報を活用し、買手の裾野を広げることにより売却物件数の増加、公有財産売却の競争性を向上させることを目的として平成23年度から実施
- ・ 対象物件のうち、売却可能性調査において売り出し可能とされた物件について、売り出し準備が整った物件から順次入札を行い、不調物件については専任媒介による随時売却
- ・ 物件が売却された場合は委託料（媒介報酬）を支払い

※包括委託の流れ（網掛け部分で事業者が関与）



(3)遊休財産の貸付

区分	土地			建物			計			
	契約 件数	面積 (㎡)	H29貸付料 (千円)	契約 件数	面積 (㎡)	H29貸付料 (千円)	契約 件数	面積 (㎡)	H29貸付料 (千円)	
有償	国県関係	35	21,431.08	7,367	3	381.68	5,575	38	21,812.76	12,942
	自治会関係	62	26,464.80	5,431	1	36.90	37	63	26,501.70	5,468
	社会福祉団体	26	33,364.46	6,771	5	1,756.85	11,448	31	35,121.31	18,219
	その他団体	243	587,933.32	205,020	96	19,036.76	74,022	339	606,970.08	279,042
	個人	148	20,189.73	9,597	65	2,902.50	5,342	213	23,092.23	14,939
	一時使用	144	362,243.76	4,248	35	1,935.24	531	179	364,179.00	4,779
	小計	658	1,051,627.15	238,434	205	26,049.93	96,957	863	1,077,677.08	335,391
無償	国県関係	17	97,109.20	0	0.00	0	17	97,109.20	0	
	自治会関係	387	178,264.03	0	0	23,712.49	519	201,976.52	0	
	社会福祉団体	11	51,533.40	0	0	1,003.38	12	52,536.78	0	
	その他団体	53	101,161.57	0	0	9,012.55	87	110,174.12	0	
	個人	7	60.15	0	0	361.85	9	422.00	0	
	一時使用	22	126,516.01	0	0	1,726.03	34	128,242.04	0	
	小計	497	554,644.36	0	0	35,816.30	678	590,460.66	0	
合計	1,155	1,606,271.51	238,434	386	61,866.23	96,957	1,541	1,668,137.74	335,391	

※表示単位未満を四捨五入しているため計が合わない場合がある

5 借地解消事業

借地適正化計画（平成 24～26 年度）に基づき 3 年間で約 1.9 億円の借地料を削減した実績を踏まえ、平成 27 年度以降も継続して借地解消に取り組んでいます。

（1）方針

- ・新規の借地は原則禁止
- ・既存の借地については、優先順位の見直しを不断にしつつ、購入又は返還により借地を解消
- ・長期的な使用が確実に見込まれる施設の借地は、借地料と測量費用等を含む購入経費を比較検討し、費用対効果が高いものを購入
- ・施設の統廃合により廃止となった施設の借地は速やかに返還

（2）目標及び実績

- ・平成 27 年度から平成 30 年度までの 4 年間で 1 億円の借地料を削減
- ・年度別の目標として、平成 27 年度は 2 千万円、平成 28 年度は 3 千万円、平成 29 年度は 2 千万円、平成 30 年度は 3 千万円の借地料を削減
- ・平成 27 年度は 2 千万円、平成 28 年度は 3 千万円の借地料を削減し、年度目標を達成
- ・平成 29 年度は 1 千 8 百万円（企業会計への移管分を含めると 2 千万円）の借地料を削減。年度目標には達しなかったが、平成 27 年度からの累計では、削減目標額 7 千万円を上回る借地料を削減。

（単位：億円）

区分	H27	H28	H29	H30	累計
削減目標額	0.2	0.3	0.2	0.3	1.0
削減実績額	0.2	0.3	0.18	—	0.7
契約金額	5.5	5.2	5.0	—	—

6 施設長寿命化

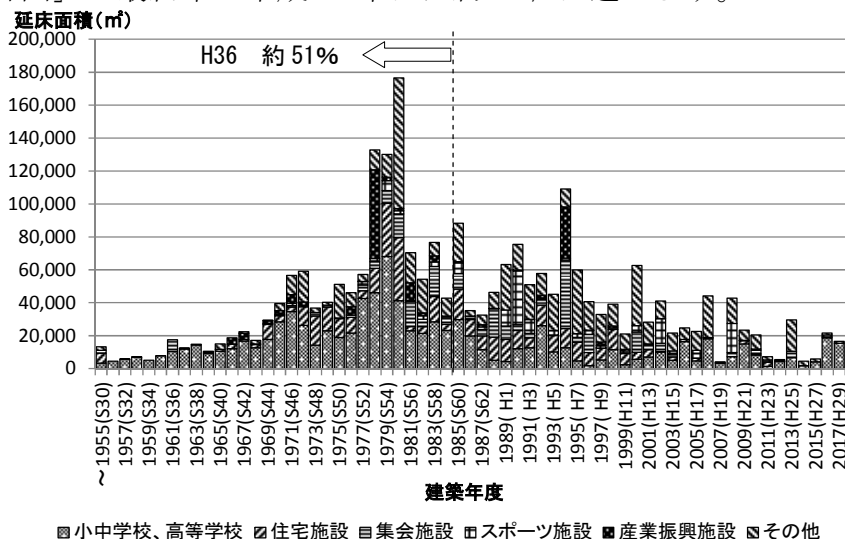
本市では、「浜松市公共施設等総合管理計画」に基づき、保有する公共建築物（＝ハコモノ資産）の改修を計画的に実施することで、建築物の長寿命化を図り、長期的な財政負担の軽減・平準化と市民への安全で快適な建築物の提供を目的とし、平成29年9月に「浜松市公共建築物長寿命化指針」を策定しました。

また、平成24年3月に策定された「浜松市公共建築物長寿命化計画」で定めた優先的に実施する施設の長寿命化事業が平成29年度に完了しましたが、継続して長寿命化を図るため、新たな指針を作成したものです。

(1) 背景と課題

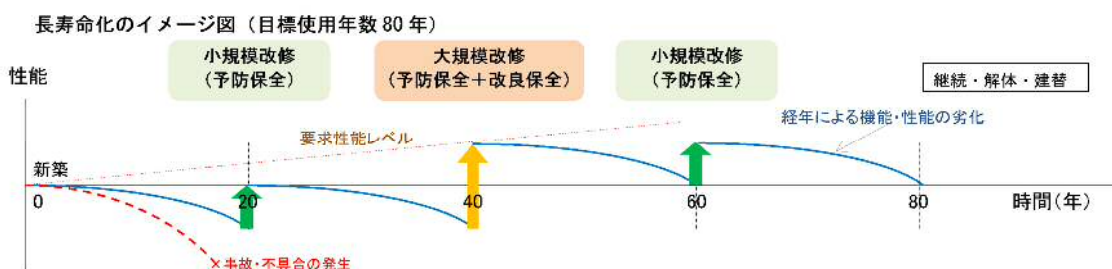
本市では、人口増加や高度経済成長、平成17年7月の12市町村合併等の社会的・経済的な変化により多くの建築物を所有しています。

このうち、一般的に老朽化の目安といわれる築40年を経過している建築物（「浜松市公共施設等総合管理計画」のハコモノ資産）の割合が、「浜松市公共施設等総合管理計画」の最終年の平成36年には約51%に達します。



(2) 基本方針

- ・建築物の目標使用年数(80年)を設定し、中長期的な視点から計画的な改修を実施します。
- ・建築物に不都合が生じた後に改修を行う「事後保全」から異常の兆候を事前に把握・予測して計画的に改修を行う「予防保全」への転換を図ります。
- ・今後、全庁的に一時期への集中が懸念される改修経費の軽減と平準化を図ります。

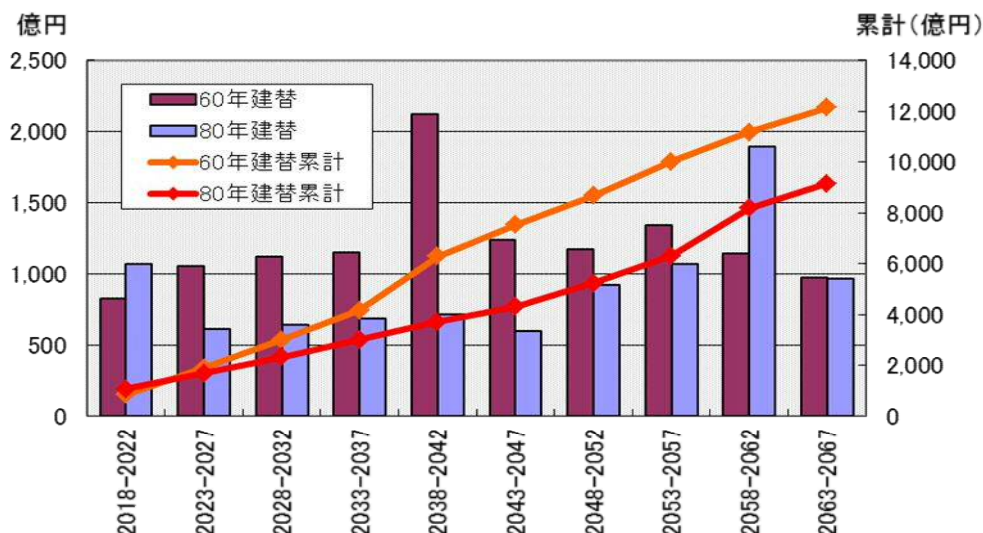


(3) 長寿命化の推進に向けた取組み

予防保全の改修には、建築後概ね 20 年、60 年を目途に実施する小規模改修と、概ね 40 年を目途に実施する大規模改修に分類できます。予防保全の実施には、小規模改修、大規模改修ごとに改修対象部位を分け計画的に進めることが必要です。

工事内容	保全分類	考え方
小規模改修	予防保全	<ul style="list-style-type: none"> ・概ね 20 年を目途に改修又は更新 ・部位の更新周期を目途に改修又は更新 ・建築物の寿命や機能維持に大きく影響する部位を優先的に改修又は更新
大規模改修	改良保全	<ul style="list-style-type: none"> ・概ね 40 年を目途に改修又は更新 ・長寿命化のため建築物が存続する全期間において一回実施 ・劣化した機能や性能を新築時レベルまで回復 <p>時代や環境等の変化にともなう施設の陳腐化やニーズの変化に対応するために、機能や性能レベルの向上の改修を行う。 (施設所管課と資産経営部門、公共建築部門で計画を検討) 【例】 用途変更、機能向上多機能化、既存不適格の改修 等</p>

(4) 今後 60 年から 80 年の建替・改修費の試算



(5) 公共施設長寿命化推進事業 (H23~H29)

- ・平成 24 年 3 月に策定された「浜松市公共建築物長寿命化計画」に基づき平成 23 年度より公共施設長寿命化のための改修工事を実施
- ・柱や梁などの構造体を長持ちさせるため、屋根や外壁の改修工事を計画
- ・財政負担の平準化を図るため、更新経費が大きい空調設備の改修をあわせて実施

区分	事業費	施工数 (施設)		
	(単位: 百万円)	屋根	外壁	空調設備
H23	386	—	11	2
H24	529	20	9	7
H25	751	13	15	15
H26	1,032	24	16	15
H27	1,014	43	21	9
H28	1,423	38	24	9
H29	941	43	20	4
計	6,076	181	116	61

7 ハコモノ資産の維持管理経費

道路・河川などのインフラ資産を除くハコモノ資産の維持管理だけでも、年間約99億円の経費がかかっています。

すべての維持管理経費は市民の皆様の税金や利用料金などでまかなわれています。最低賃金の上昇などにより維持管理業務委託料は増となっていますが、今後においても引き続き、経費の適正化やサービスの充実など費用対効果の向上に努めます。

また、今後、施設を継続するためには、施設や行政サービスのあり方、利用料金などを踏まえた経営的視点から施設運営の見直しについて検討が必要です。

(1) ハコモノ資産の維持管理経費（集計）

【維持管理コスト】

（単位：百万円）

項目	H27	H28	H29
維持管理業務委託料	4,415	4,426	4,573
修繕費	985	951	930
光熱水費	4,468	3,765	3,934
その他維持管理費	451	436	425
維持管理コスト計	10,318	9,579	9,863

【参考】

施設数	1,246	1,243	1,228
延床面積（万㎡）	254.5	253.6	250.8

※表示単位未満を四捨五入しているため計と一致しない場合がある



浜松市役所本庁舎



文化コミュニティセンター
（クリエート浜松）

8 行政財産の有効活用

(1) 行政財産目的外使用許可

件数（件）	H29 徴収使用料（千円）
1,207	176,266

(2) 自動販売機設置場所貸付

設置場所	設置数	H29 貸付料収入（千円）
本庁舎	20	8,021
区役所ほか	138	33,763

(3) 広告モニター

設置場所	設置数（基）	H29 広告収入（千円）
本庁舎（1階市民ロビーほか） 東区役所、西区役所、南区役所、 北区役所、浜北区役所 ほか	25	4,105



本庁舎 1階エレベーター乗場



本庁舎 1階市民ロビー

(4) マット広告

設置場所	設置箇所数	H29 広告収入 (千円)
本庁舎（正面玄関、エレベーターほか）、東区役所、西区役所、南区役所、北区役所、浜北区役所	18	301



本庁舎 正面玄関



本庁舎 エレベーター内

(5) 椅子広告

設置場所	設置数 (脚)	H29 広告収入 (千円)
本庁舎（中区区民生活課ほか）、東区役所、西区役所	187	1,620



本庁舎 中区区民生活課

9 指定管理者制度の導入状況

平成16年8月に「浜松市の公の施設における指定管理者制度の実施に関する方針」を制定し、平成18年4月から指定管理者制度を本格導入しました。

平成20年4月に「浜松市指定管理者制度の実施に関する基本指針」を、平成20年9月に通則条例として「浜松市指定管理者による公の施設の管理に関する条例」を制定し、平成21年4月に導入・非導入の判断基準の追加など基本指針を改正しています。

指定管理者制度導入の状況

区分	(施設数)				
	H25	H26	H27	H28	H29
1 制度対象施設	661	653	547	544	504
2 導入施設	271	278	265	266	260
①公募	261	270	258	259	254
②非公募	10	8	7	7	6
③公募率	96.3%	97.1%	97.4%	97.4%	97.7%
3 非導入施設	390	375	282	278	244
指定管理料(百万円)	5,606	5,749	5,458	5,354	5,067

※各年4月1日現在

※指定管理料は決算額(浜松医療センター、浜松市リハビリテーション病院は含まない)

10 公用車両の保有状況

保有台数一覧

(単位:台)

年度	H26	H27	H28	H29
所 有	667	637	586	547
リース	321	344	397	434
合計	988	981	983	981
リース導入率	32%	35%	40%	44%

※各年4月1日現在

※消防局、上下水道部を除く市の保有台数

※原付及び構内作業車両(ホイールローダ、油圧ショベル、フォークリフト等)は除く

静岡県浜松市中区元城町 103 番地の 2
浜松市 財務部 アセットマネジメント推進課
TEL :053(457)2533
FAX :050(3730)0119
E-mail:asset@city.hamamatsu.shizuoka.jp
HP :<http://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp>

発行年月：平成 30 年 9 月